

4 医療関係

(1) 医療分野の基本方針

我が国は、国民皆保険制度により、全国民が平等に診療を受けられる制度を維持してきた。その一方、医療保険制度は、高齢化の進展に伴って医療費の増加に直面しており、医療費、特に伸びが著しい老人医療費について、経済の動向と大きく乖離しないようにするとともに、国民が納得できる公平な医療費負担制度の再構築が大きな課題となっている。また、長い入院期間、過剰な投薬・検査など我が国の医療について無駄、非効率がないか、医療を提供する側、受ける側のコスト意識の喚起を含め、改めて見直していく必要がある。ほかにも、近年多発している医療事故を背景とした医療の安全の確保や、がん、糖尿病などの「生活習慣病」について、費用対効果の観点からも、未然防止のための予防活動を行うことが重要となっている。

医療の規制改革の目的は、患者本位の医療サービスを実現することである。そのためには、これらの状況にかんがみ、患者のプライバシーの保護や医師と患者の信頼関係が重要である、情報の非対称性が強いなどの医療の持つ特性を踏まえた上で、医療の質の向上、安全の確保を図りつつ、国民皆保険体制と医療機関のフリーアクセスの下、医療サービス提供上の無駄を徹底的に排除し、効率的な医療サービスを実現することが必要である。また、患者にとっては、医療の透明性が確保され自らの選択が尊重されるようになることが必要である。このような基本的考え方に基づいて、医療に関する徹底的な情報開示・公開の促進、医療分野のIT化の推進、保険者の本来機能の発揮、診療報酬体系の見直し、医療機関相互の競争の促進、医療事故防止システムの確立等を積極的に実施する。

(2) 医療分野の重点事項

医療に関する徹底的な情報開示・公開

患者情報の開示、医療提供者に関する情報公開、医療機関の広告規制の見直し、第三者評価の充実、インフォームド・コンセントの普及・推進等により、医療に関する徹底的な情報開示・公開を行い、患者の選択が尊重される患者本位の医療を実現する。

IT化の推進による医療事務の効率化と医療の標準化・質の向上

医療のIT化に関する戦略的グランドデザインの策定、レセプトのオンライ

ン請求を中心とする電子的請求の原則化、電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進、EBMの推進等のIT化の推進により医療事務の効率化と医療の標準化・質の向上を推進する。

保険者の本来機能の発揮

保険者によるレセプトの審査・支払、保険者と医療機関の協力関係の構築等により、保険者が被保険者のエージェントとしての負託に応じ、自主自立の意識の下、責任をもってその本来機能を発揮できるようにする。

診療報酬体系の見直し

包括払い・定額払い制度の拡大、公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し等の診療報酬体系の見直しを行う。

医療分野における経営の近代化・効率化

医療機関経営に関する規制や医療法人の理事長要件の見直しを行い、医療分野における経営の近代化・効率化を推進する。

医療事故防止システムの確立

医療機関内の安全管理に関するインフラ整備や医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成課程の見直し、診療報酬上の対応の必要性の検討等により、医療事故防止システム確立のための総合的施策を講ずる。

高度な救急医療体制の早急な確立と小児医療の充実

救急医療体制の充実として、24時間体制で上質な救急医療を提供できる体制を早急に整備する。また、小児医療の充実として、小児科医の確保策の積極的推進等を行う。

ゲノム医療の研究推進

将来のオーダーメイド医療、予防医療による医療システムの新たな発展のために、ゲノム医療に関する研究を積極的に推進する。

(3) 個別事項

ア 医療システム

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
競争政策の観点からの医療費体系の見直し (厚生労働省)	競争政策上のインセンティブという観点から患者に対してより良い医療を提供した者がより評価されるという医療費体系の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】	改定・医療ア	逐次実施		
医療費体系の在り方 (厚生労働省)	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評価についても検討を進め、それらを含めた医療費体系の整備を図る。 【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】	改定・医療ア	逐次実施		
公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し (厚生労働省)	保険診療と保険外診療の併用について更なる改革を図る。すなわち、国民が負担能力に関係なく適切な医療を受けられる「社会保障として必要十分な医療」は公的医療保険診療としてこれまでどおり確保しつつ、現行の特定療養費制度に関する厚生労働省告示等を見直し、例えば、患者の選択に応じ特定の医療機関における患者からの料金の付加徴収できる範囲を拡大するなどの患者選択による保険診療と保険外診療の併用を早急に推進する。 【平成14年厚生労働省告示第79号、第80号】	重点・医療3(1) 〔改定・医療ア〕	逐次実施	措置 (逐次実施)	
高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃 (厚生労働省)	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。 【平成15年厚生労働省医政局指導課長通知】	重点・全国別表923		措置済 (3月通知)	
高度先進医療制度の見直し (厚生労働省)	a 特定療養費制度の対象の拡大 薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。	重点・全国別表924			医薬品については平成15年度までに、医療機器に

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
					については平成17年度までに措置
	<p>b 「特定承認保険医療機関」の承認要件等の高度先進医療制度の見直し</p> <p>臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。</p>				措置
<p>価格決定方法の見直し (厚生労働省)</p>	<p>a 薬価については先発品と後発品の算定価格、画期的新薬の算定価格などに関して、開発のインセンティブが働くような適正な算定を行うなど、算定ルールの抜本的な改革を行う。</p> <p>また、既存薬の効能について、一定の基準に基づいた再評価を実施し、効能が認められなくなったものの承認を取消すなどの措置を講ずる。</p> <p>【平成14年厚生労働省告示第87号】 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0213008号】</p>	改定・医療ア a	[前段] 公布・通知発出	[前段] 措置済 (4月施行)	
	<p>b 現在、薬価205円以下(内服1日分、頓服1回分など)の薬剤に関しては、薬剤名などの内訳を省略して薬剤費請求ができる「205円ルール」が存在するが、これを廃止し、内訳を明示した請求とし、医療の透明性を図る。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0325002号】</p>	改定・医療 b	通知発出	措置済 (4月施行)	
	<p>c 革新的な医療機器については、平成12年10月から新規の医療機器に適用されている新たなルールにおける実例を踏まえつつ、新機能区分の価格算定ルール等について検討する。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0213009号】 【平成14年厚生労働省告示第98号】</p>	改定・医療ア c	通知発出・公布	措置済 (4月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>d 医療材料については、薬価算定の場合と同様に外国価格参照制度を導入するなど、価格の適正化や流通全体を通じた抜本的な改革による競争政策の徹底など、内外価格差を是正するための所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0213009号】</p> <p>【平成14年厚生労働省告示第98号】</p>	改定・医療 d	通知 発 出・公布	措置 済 (4月施行)	
	<p>e 医療が広く国民にかかわる事柄であることから、価格決定や保険導入の過程の透明化・中立化・公正化を図る観点から、中央社会保険医療協議会等の在り方を見直す。</p>	改定・医療ア e	検討	検討・一部 措置 済	検討・措置
<p>保険者による被保険者への医療機関情報の提供 (厚生労働省)</p>	<p>保険者が被保険者に対して保険医療機関に関する情報を積極的に提供し、被保険者が医療機関を選択しやすくなるような方策について、引き続き検討を進め、早急に結論を得る。</p>	改定・医療ア	措置済		
<p>保険者によるレセプトの審査・支払 (厚生労働省)</p>	<p>レセプトの審査・支払は本来保険者の役割であり、保険者の自由な意思に基づき、保険者自らが行う、従来の審査・支払機関へ委託する、第三者(民間)へ委託するなど、多様な選択を認める。このために、健康保険組合などに対して社会保険診療報酬支払基金に審査・支払を委託することを事実上強制している通達(昭和23年厚生省保険局長通達)や医療機関に対して費用請求を審査支払機関へ提出することを義務付けている省令(昭和51年厚生省令)の規定を廃止する場合には、公的保険にふさわしい公正な審査体制と、患者情報保護のための守秘義務を担保した上で、保険者自らがレセプトの審査・支払を行うことを可能とする。なお、その際、審査・支払にかかる紛争処理のルールを明確にする。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225001号】</p>	重点・医療2(1) 〔改定・医療ア〕		措置済 (平成14年12月通知)	
<p>保険者と医療機関の協</p>	<p>保険者と医療機関は協力して被保険者の健康を守り、傷病からの回復の手助けをするという共</p>	改定・医療ア	結論	措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
力関係の構築 (厚生労働省)	通の目的を有しており、効率よく医療制度を運用して被保険者の利益を確保するために、協力していく関係にある。そのためには、保健事業の推進等を通じてより密接な関係を構築するとともに、フリーアクセスの確保に十分配慮した上で、保険者と医療機関がサービスや診療報酬に関する個別契約も締結できるようにする。				
保険者による被保険者・医療機関に対する情報収集 (厚生労働省)	保険者が信頼関係に基づき、被保険者の協力を得て被保険者のためにする質問・調査等は現在でも可能であり、これを周知徹底する。 【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第0329003号】	改定・医療ア	措置済 (3月通知)		
救急医療の再構築 (厚生労働省) (厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁)	a 救急医療は、24時間診療を維持するための多大な費用を要するため、救急医療体制の充実を図る観点から、診療報酬体系を見直す。 【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】	改定・医療ア a	公布	措置済 (4月施行)	
	b 24時間体制で上質な救急医療を提供できる体制を早急に整備する。	改定・医療ア b	逐次実施		
	c 期待される役割を果たしていない救急医療機関については、他の医療機関と役割を交代させる等、救急医療体制が実際に機能するよう、適正な制度の運用管理を行う。	改定・医療ア c	逐次実施		
	d ドクターヘリを全国的に導入し、救命救急を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を早急に確立する。	改定・医療ア d	逐次実施		
	e 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年厚生労働省医政局長一部改正通知医政発第892号】	改定・医療ア e	検討・逐次実施		
	f ドクターヘリによる迅速な患者搬送を担保するため、共通無線等の連絡手段について早急に検討し確立する。 【平成14年総務省訓令総基移第13号】	改定・医療ア f	措置済 (1月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
小児医療(小児救急)の充実 (厚生労働省)	a 母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」において示されている「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」の施策を含め、小児救急・小児医療の充実や小児科医の確保策を積極的に推進する。	改定・医療ア a	検討・逐次実施		
	b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管理に関する父母への啓発・情報提供等を実施する。	改定・医療ア b	検討・逐次実施		
	c 夜間・休日における救急医療体制、小児科医による対応が可能な救急病院について、インターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進する。 【平成13年厚生労働省医政局長一部改正通知医政発第491-1号】	改定・医療ア c	逐次実施		
遠隔診療の促進 (厚生労働省)	IT技術の進展に伴う遠隔診療については、対面診療を補完するものという基本的考え方を前提としつつ、例えば、僻地に限定することなく多様な場面での診療としても可能であることを明確にしたうえで、これを周知徹底し、促進する。 【平成15年厚生労働省医政局長通知】	重点・医療6(3)、全国別表926		措置済(3月通知)	
医療事故防止システムの確立 (厚生労働省、文部科学省)	医療事故防止対策について、行政改革推進本部規制改革委員会の「規制改革についての見解」を踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、有効な対策の在り方について診療報酬上の対応の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの確立に向けて総合的な施策を講ずる。 【平成13年厚生労働省令第176号、平成13年厚生労働省告示第264号、平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長通知13高医教第1号】 【平成14年厚生労働省医政局長、医薬局長通知医政発第0417009号、医薬発第0417001号】 【平成14年厚生労働省医薬局長通知医薬発第	改定・医療ア	検討・逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	0829006、0829009号】 【厚生労働省令第111号】【平成14年厚生労働省医政局長通知医政発第0830001号、第1007003号】				
医療分野IT化のグランドデザインとその推進 (厚生労働省)	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。	改定・医療ア	[前段]措置済 [後段]検討	[後段]検討(早期結論)一部措置済	[後段]逐次実施
レセプトのオンライン請求を中心とする電子的請求の原則化 (厚生労働省)	a IT化のメリットを最大限享受し医療事務の効率化を図るため、レセプトの電子処理方法を確立し、磁気テープなどによる請求に加え、オンラインによる請求をできるようにする。このため、明確な目標期限、実現のための推進方策、安全対策などを明らかにした計画を平成13年度中に策定し、速やかに電子的請求の原則化を図る。さらに、オンライン化による請求を中心のものとするため、一定期間を定め、オンライン請求を促進するための措置などを導入し、オンライン請求を中心とする電子的請求の原則化を図る。また、オンライン請求を確実に安全なものにするためには、プライバシーの保護、セキュリティの確保などが重要であるが、今日のIT化の進展及び他分野での運用の状況を勘案し、短期間でそれら安全面の対策を講ずる。	改定・医療ア a	一部措置済(13年度中計画策定)	措置(速やかに原則化等)	
	b 実態を重視し、安全性が十分確保されているとするものについては即時にオンライン請求を可能とする措置を講ずる。	改定・医療ア b		速やかに措置	
電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 (厚生労働省)	a レセプトの電子請求を促進し、医療事務の効率化やレセプト情報の有効活用により医療の質的向上を図ることが重要である。また、病名・手術名・処置名等やそのコードについてのレセプト、カルテの統一化や、それに適したレセプトフォームの規格化を実施し、その普及を	改定・医療ア a		一部措置済(5月通知)	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>促進する。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0531001号】</p>				
	<p>b 診療報酬点数算定ルールは複雑かつあいまいなものになっているので、その明確化、簡素化を図り、コンピューターで利用可能な算定ルールの確立と周知徹底を行う。</p>	改定・医療ア b	逐次実施		
<p>レセプトの記載事項の見直し(主傷病名の記載など)</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>レセプト記載内容の明確化を行う。例えば、入院治療に関しては、一定の基準に基づき主傷病、併存症、後発症を区別し、主傷病に応じて医療費を明確にするなど、レセプトの記載事項を見直し、それに基づき具体的に実施する。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0419001号】</p>	改定・医療ア		措置済(4月通知)	
<p>カルテの電子化及び用語・コード・様式の標準化</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>a 電子カルテの導入・普及を積極的に促進する。その際、用語・コード・様式の標準化を進め、医師、医療機関が同一のものを使用することが不可欠であり、現在標準化がなされている病名、医薬品名等の普及を促進するとともに、その他の用語の標準化を完成させる。</p>	改定・医療ア a			措置
	<p>b カルテにおける用語・コードなどはレセプトにおけるそれと統一したものとし、将来的にはカルテから機械的にレセプトが作成される仕組みとする。</p> <p>【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0531001号】</p>	改定・医療ア b	検討・逐次実施		
<p>複数の医療機関による患者情報の共有</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。</p> <p>【平成14年厚生労働省医政局長・保険局長通知医政発第0329003号、保発第0329001号】</p>	改定・医療ア	逐次実施		
<p>21 電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存</p>	<p>診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得</p>	重点・医療1(1)			平成15年度以降速やかに措

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	て行う場合のみ、保存しているデータを見ることが出来ることを含め、個人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、医療機関等以外であっても保存を認める。				置
22 遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 (厚生労働省)	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるように、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	改定・医療ア a	検討・結論・推進	推進	推進
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・医療ア b	検討	検討	結論・措置
	c 保険者におけるレセプトの保管について、電子媒体での保管を認める方向で検討する。 【平成15年厚生労働省保健局保険課長通知保発第0307002号】	改定・医療ア c	検討(結論)	措置済(3月通知)	
23 個人情報の保護とデータの科学的利活用の在り方 (厚生労働省)	a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成12年10月11日情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿って早急に検討し、所要の措置を講ずる。 【障害者に係る欠格事由の適正化を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)】 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225003号、第1225004号】	改定・医療ア a	一部措置済(7月施行)	一部措置済(12月通知)	措置(医療機関向け措置)
	b 医療分野における個人情報保護について、ガイドラインの作成などを早急に検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225003号、第1225004号】	重点・医療1(2)		出来るだけ速やかに措置(一部措置済)	
	c 疫学研究等について、医学全体の発展を通じた公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点	改定・医療ア b	結論	措置済(7月施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	から、個人情報の保護を図りながら、情報の適正な利活用を可能にする仕組みについて検討し、早急に整備する。 【平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号】			行)	
24 在宅医療に係る規制・手続の見直し (厚生労働省)	訪問看護の中で使用される特定の衛生材料について、患者の自己負担が生じることなく必要十分な量が提供されるよう、例えば費用の請求の仕組みの見直しなど所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知】	改定・医療ア	検討	措置済 (3月通知)	
25 保険者の自主的運営のための規制緩和等の措置 (厚生労働省)	a 財産処分に関する手続など各種許認可手続に係る規制緩和や、保険者間で共同事業が円滑に実施できるようにするなど、保険者の自主的な運営のため、一層の規制緩和等の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0322003号】 【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第0322001号】 【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第0329002号】 【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第0329003号】	改定・医療ア21a	逐次実施		
	b 保険者と民間企業が契約し、後者に健康保険組合の事務処理を委託できるように検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第1225001号】	改定・医療ア21b	検討	措置済 (12月通知)	
26 健康保険組合の運営に係る規制 (厚生労働省)	事業状況に関する報告については、報告項目の見直し及び電子媒体の利用による報告方法を早急に検討し、その効率化を図る。	改定・医療ア22	結論		措置
27 健康保険組合の診療報酬明細書の保管期間 (厚生労働省)	健康保険組合における診療報酬明細書の保管期間について、健康保険組合の事務負担の軽減等の観点から検討し、結論を得る。 【平成13年厚生労働省保険局保険課長通知保保発第19号】	改定・医療ア23	措置済 (3月通知)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
28 健康保険の届出事務 (厚生労働省)	健康保険の届出事務について、本社での一括適用を認める。 【平成14年法律第102号】	要望等〔改定・医療ア24〕	法案提出	措置済 (10月施行)	

イ 医療サービス

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
E B M (Evidence-based Medicine: 根拠に基づく 医療)の推進 (厚生労働省)	患者本位の医療サービスを実現するために、診療ガイドラインの作成やデータベースの整備が必要であり、平成15年度中にE B Mの提供体制を整備し、速やかにE B Mが広く一般的に行われるようにする。また、患者が自ら診療内容等を理解し選択しやすくするためには、国民用の診療ガイドラインを整備する。これらを公正で中立な第三者機関が行うための環境整備を行う。	改定・医療イ	逐次実施 E B Mの樹立(平成15年度目途)		
情報開示とインフォームド・コンセント (厚生労働省、文部科学省)	インフォームド・コンセントの普及について、医療資格者の養成システムの段階から教育プログラムに的確に組み込む。また、その結果、医療におけるアカウントビリティが十分に果たされるよう、その普及・推進に関する方策を検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長通知13高医教第1号】 【平成14年厚生労働省令第111号】	改定・医療イ	一部措置済(4月施行)	検討・一部措置済	措置
患者の意思決定支援 (厚生労働省)	患者が医療機関を選ぶ際、また、インフォームドコンセントの下治療方針を選ぶ際に役割が期待される各種第三者機能(セカンドオピニオン提供者としての医療機関、NPO等)について、その支援等について検討するなど患者の意思決定支援を促進する施策を検討し、所要の措置を講ずる。	改定・医療イ	検討	検討・一部措置済	措置
患者情報の開示 (厚生労働省)	カルテについて、患者プライバシーの保護を図りつつ、患者の開示請求に基づく医師のカルテ開示を普及、定着させるため、診療情報開示に関するルールの確立やガイドラインの整備を行う。	改定・医療イ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
医療提供者に関する情報公開 (厚生労働省)	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進する。 そのため、医療に関する各種情報のデータベース化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報にアクセスできる環境の整備を実施する。 【平成14年厚生労働省告示第158号】	改定・医療イ	逐次実施		
ゲノム医療の積極的推進と国内体制の充実 (厚生労働省)	a ゲノム医療に関する研究促進とそのための体制の確保について積極的な方策を講ずる。	改定・医療イ a	検討・逐次実施		
	b 治験について、治験コーディネーターの養成、治験実施医療機関における治験実施体制の整備を促進するとともに、医療機関における治験管理事務の代行組織 SMO (Site Management Organization) の育成、被験者及び治験実施医師等の治験に関するインセンティブの在り方、治験実施医療機関の治験審査委員会の機能強化に関する方策等について検討し、治験の質の向上を含め、総合的な体制整備・推進策を講ずる。	改定・医療イ b	検討	検討(結論)・逐次実施	
遺伝子治療等の新技術 (厚生労働省)	遺伝子治療等の新技術について、十分かつ適切な情報が提供された上で、本人の自己責任において治療方法として選択される場合、より迅速に治療が実施できるよう科学的・倫理的な側面からの専門家による審議を踏まえ、引き続き検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号】	改定・医療イ	措置済		
専門職医療従事者の充実 (厚生労働省)	患者の多様なニーズに対応するためには、様々な専門性(知識・技術)に基づいた適切な治療やケアが行われることが望まれている。また、そのような状況を踏まえ、医療従事者の専門性についても細分化・機能の分化が進んでいるが、現在、特に、麻酔、病理診断などの分野における医師については不足が指摘されており、その充実が求められている。したがって、このような状況に対応するため、専門職の不足を解消するための方策について検討し、措置する。	重点・医療6(2)		検討	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
医学教育と卒業臨床研修による臨床能力の充実・向上 (文部科学省) (厚生労働省、文部科学省) (文部科学省)	a 大学卒業前における医師の養成過程において、医学的な知識・技能の取得と併せて、学生の適性を考慮した厳格な評価や、患者のQOLを重視する姿勢等に関する教育の充実を促進する。 【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長通知13高医教第1号】	改定・医療イ a	逐次実施		
	b 臨床能力の充実・向上の観点から、卒業直後の臨床研修について、本来の目的である幅広い臨床の基本的な能力の習得を可能とすべく、その在り方について引き続き検討する。	改定・医療イ b	検討	検討	検討(結論)
	c 大学における診療科については、本来の大学の目的である教育研究・診療に徹するとともに、診療科と研修生、各医療機関との独立性、透明性を確保する方策を検討する。	改定・医療イ c	検討	検討	検討(結論)
臨床修練について、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認 (厚生労働省)	a 医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。 【平成15年厚生労働省医政局長通知】	重点・全国別表 925		措置済 (3月通知)	
	b 臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。 【平成15年厚生労働省令】			措置済 (3月施行)	
	c 臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。			措置済	
医療従事者の質の確保 (厚生労働省)	医療従事者個々の専門性に応じて必要な最新の知識及び技能を修得できるような環境の整備を行う。その方策の一つとして、平成16年度からの医師の臨床研修化に向けた臨床研修制度の改革や生涯教育の充実、研究の促進とその成果の普及などにより、資格取得後の医療従事者の質の確保を図る。	改定・医療イ	速やかに検討開始	検討	結論
医師等の教育改革 (厚生労働省)	a 研修期間中は特定の医局(出身大学の医局)に入局せずに研修を行う方策、医師の客観的な評価が可能となる方策、広域で研修にかかる医師と病院をマッチングさせる方策などを講ずる。	改定・医療イ a	速やかに検討開始	検討	結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>b 安全で質の高い医療サービスの確保及び医師の保護の観点から、研修医の働く環境や安全管理の問題について早急に検討し対策を講ずる。</p> <p>【平成14年厚生労働省令第158号】</p>	改定・医療イ b	早急に検討	結論(省令公布)	結論・措置
チーム医療の確立 (厚生労働省、文部科学省)	<p>チーム医療の確立のため、責任体制の確立、各医療機関の資質向上、養成過程の段階からのチーム医療に関する研修の実施、院内の管理システムの確立、チーム医療を促進する診療報酬のより適切な評価等、総合的な施策について早急に検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長通知13高医教第1号】</p> <p>【平成14年厚生労働省令第111号】</p> <p>【平成14年厚生労働省医政局長 医政発第0830001号】</p>	改定・医療イ	一部措置済(4月施行)	一部措置済(10月施行)	措置
派遣規制の見直し (厚生労働省)	<p>a 社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣については、できるだけ早期に結論を出し、その結論を踏まえ措置を講ずる。</p> <p>【労働者派遣法施行令の一部を改正する政令】</p> <p>b 医療機関における医療従事者をニーズに応じて効率的・適正に配置し、医療提供体制の充実をどのように図っていくかは、国民(患者)本位の医療サービスの実現に大きく資する課題である。したがって、医療機関における医療関連業務に対する派遣について検討し、結論を得る。</p>	重点・医療5(1) 〔改定・医療イ〕	結論	措置済(3月施行)	検討・結論
訪問看護師の業務の標準的作業手順等 (厚生労働省)	<p>看護師の業務内容に関し、訪問看護の現場における業務の安全性や効率性等を確保する観点から、訪問看護師の行う業務の標準的作業手順等について検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成15年厚生労働省医政局長通知】</p>	改定・医療イ	検討	措置済(3月通知)	
医薬品に関する情報提供の促進 (厚生労働省)	<p>通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者(患者)</p>	重点・医療7(1)		逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者（患者）にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。</p> <p>【平成15年厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知】</p>				
後発医薬品の使用の促進 (厚生労働省)	引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省ホームページの掲載を開始しているところであるが、この他にも、後発品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を行う。	重点・医療7(2)		逐次実施	
医薬品販売に関する規制緩和 (厚生労働省)	a 医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準（例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故がほとんど認められないもの、など）に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行う。	改定・医療イ		逐次実施	
	b 一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ない等の専門家の評価を受けた医薬品については、一般小売店において販売できるよう、専門家による検討を開始し、結論を得る。	重点・医療7(3) 〔改定・医療イ〕		専門家による検討の開始	結論(目途)
医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用 (厚生労働省)	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成、保存することを認める。	重点・円滑化別表(1)42			17年度までに措置
医薬品卸売一般販売の許可が不要	単に事務処理のみを行う場所については医薬品販売業の許可を必要とする店舗でない旨を周知する。	重点・円滑化別表(2)4		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
となる店舗 についての 周知 (厚生労働省) <流通ウ の再 掲>					
21未承認薬、欧 米認可薬剤 の利用の自 由化 (厚生労働省)	薬事法改正により、未承認の薬剤については平成15年7月までに、未承認の器具機械については平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に提供することを可能とする。	重点・全 国別表 928			7月ま でに措 置(未承 認の薬 剤) (平成 17年7月 までに 措置(未 承認の 器具機 械))
22新しい医薬 品や医療用 具の審査に おける指定 調査機関の 要件緩和 (厚生労働省)	比較的リスクの少ない医療機器については、平成17年7月までに第三者評価機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認めていく。	重点・全 国別表 929			平成17 年度ま でに措 置
23医療用具製 造者の製造 品目の変 更・追加に係 る許可制度 の届出制度 への変更 (厚生労働省)	薬事法改正により、平成17年7月までに現行の品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面だけではなく必要に応じて製造現場での確認をも行う承認審査システムを導入するとともに、製品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度は廃止する。	重点・全 国別表 930			平成17 年度ま でに措 置
24侵襲性が低 い新規医療 器具や医薬	薬事法改正により、未承認の薬剤については平成15年7月までに、未承認の器具機械については平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に	重点・全 国別表 931			7月まで に措置 (未承

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
品の本人承諾による迅速な使用 (厚生労働省)	提供することを可能とする。				認の薬剤) (平成17年7月までに措置(未承認の器具機械))
25 配置販売業に必要な知識経験の基準である実務経験年数に、薬事に関する専門講習の受講期間を合算 (厚生労働省)	配置販売業の業務を行うために必要な知識経験の基準について、薬事に関する専門講習を受けた場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか検討し、速やかに実施する。	重点・全国別表 932			検討・措置
26 合成ペプチド等を使った薬物の医師主導の治験への対象化 (厚生労働省)	薬事法改正により、合成ペプチド等未承認の薬剤については平成15年7月までに、医師主導の治験に提供することを可能とする。	重点・全国別表 933			7月までに措置(未承認の薬剤) (平成17年7月までに措置(未承認の器具機械))
27 一般用医薬品の承認申請資料の簡素化 (厚生労働省)	一般用医薬品の申請区分(2)(3)及び(4)-1の承認申請に際しての臨床試験の必要性について検討し結論を得る。	要望等		検討	検討・結論

ウ 医療機関

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
医療機関に対する評価の充実 (厚生労働省、文部科学省、総務省)	現在、評価を受けている病院は全体の6%程度と少なく、まずは国公立病院、特定機能病院、臨床研修病院等について積極的な受審を促進するとともに、これらの医療機関に対しては、評価結果、評価内容の公開をするように措置する。 【平成15年厚生労働省医政局長通知】	改定・医療ウ		措置済 (3月通知)	
広告規制の緩和 (厚生労働省)	患者の選択が尊重される患者本位の医療サービスの実現のために、現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに(ポジティブリストの積極的拡大)、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にする。 【平成14年3月厚生労働省告示158号】 【平成14年4月厚生労働省医政局長通知医政発第0401012号】	改定・医療ウ	公布	一部措置済 (告示平成14年4月施行) 将来のネガティブリスト化を視野に入れた検討	
会計基準 (厚生労働省)	医療法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて早急に検討する。	重点・事後チェック1(1)		検討	結論
地域医療計画(病床規制)の見直し (厚生労働省)	地域医療計画の策定に当たっては、急性期、慢性期、特殊診療などの病床の機能について、地域の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算定基準を公正かつ厳格に設定した上で、適正な病床数に収斂するように管理が徹底されるように措置する。また、医療内容の標準化と平均在院日数の短縮化など医療の質の面での医療機関相互の競争を促進することを通じ、適正な医療提供体制の確保を図る観点から、診断群別定額報酬払い制度の導入に向けた検討と併せ、病床規制の在り方を含め医療計画について検討し、措置する。	重点・医療6(1)		検討	検討 (平成17年度中の早期に措置)
参入規制の緩和 (厚生労働省)	平成12年11月成立の改正医療法においては、都道府県知事は医療機関の新規参入を促す方策として、病床数の増加等の許可を受けた後、正当な理由がなく業務を開始しない際の許可取消し、正	改定・医療ウ	適宜実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	当な理由がなく休止している際の開設許可等の取消しを可能とするとされており、これらの制度が適切に運用されるよう都道府県に対する情報提供・技術的助言等に努める。				
医療機関経営に関する規制の見直し (厚生労働省)	直接金融市場からの調達などによる医療機関の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利用者本位の医療サービスの向上を図っていくことが必要である。このため、今後、民間企業経営方式などを含めた医療機関経営の在り方を検討する。	改定・医療ウ	検討	検討	検討
病院における民間参入の推進 (厚生労働省)	a 国立病院については、廃止、民営化等をするものを除き、平成16年度からの独立行政法人化が進められているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。	重点・官製(1)			遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論
	b 社会保険病院、厚生年金病院については、現在、国が施設を設置し、経営は公益法人等に委託して行っている。国自らが施設を設置する必要性は薄れていると考えられる病院については、現状を精査し、私立医療法人への移譲を含む整理合理化等所要の措置を講ずる。			逐次実施	
	c 労災病院については、平成16年度から独立行政法人化し、一部について廃止、民営化等することとされているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所				遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	要の措置を講ずる。				期間終了時に速やかに検討・結論
特別医療法人が行うことができる収益業務の拡大 (厚生労働省)	特別医療法人が行うことができる厚生労働大臣が定める収益事業について、業務範囲の拡大を行う。	重点・全国別表922			措置
特定機能病院の病床数基準の緩和 (厚生労働省)	現行500床とされている病床数基準の緩和を行う。	重点・全国別表927			措置
理事長要件の見直し (厚生労働省)	病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営のマネジメントを行い、その運営の効率化を促進する道を開くため、平成14年度のできるだけ早い時期に、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として廃止する。 【平成14年厚生労働省医政局長通知医政発第0401017号】	改定・医療ウ		措置済 (4月通知)	
医療機関の機能分化 (厚生労働省)	医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつけ医の支援を通じての地域医療の確保のため、地域医療支援病院の承認要件について、「地域医療支援病院紹介率」を含め、紹介制の普及・定着状況等の実態に照らして、その在り方を見直す。	改定・医療ウ	検討	検討	措置
包括払い・定額払い制度の拡大 (厚生労働省)	現在、我が国の診療報酬体系は出来高払いが中心となっているが、コストインセンティブが働きにくく過剰診療を招きやすいといった弊害が指摘されている。一方、包括払い・定額払い方式については粗診粗療を招きやすいといった弊害が指摘されるものの、医療内容が標準化され、在院日数の短縮やコストの削減など、効率的な医療サービスを提供するインセンティブが働くととも	重点・医療4(1) 〔改定・医療ウ〕	段階的に実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>に、医療機関ごとの医療費の格差の縮小が期待される。また、診断群ごとの診療が標準化され、質のばらつきを少なくすることを通じてコストを削減することは、医療費の画一的な削減と大きく異なる点である。こうした点に留意し、医療の標準化、情報公開を推進しつつ、傷病の分類方式、対象分野、対象施設要件など、具体的内容、時期を定め検討し、包括払い・定額払い方式（診断群別定額報酬支払い方式など）の対象医療機関などの拡大を平成13年度から計画を明示して、段階的に進める。</p>				
	<p>a 特定機能病院等における急性期入院医療については、平成15年4月より、包括評価の導入が予定されている。その際、平均在院日数の短縮化のインセンティブが働くように留意する。</p>			結論	措置
	<p>b 医療機関の機能分化を促進し、医療内容の標準化と平均在院日数の短縮化・質の向上などを目指しつつ、まず急性期入院医療について、包括払い・定額払いの利点を最大限に活かした方式である診断群別定額報酬払い制度の計画を策定して、導入に向けた検討を進める。その際、諸外国においてすでに相当の経験があることから、それらを参考にし、また国際的な整合性に留意する。</p>				計画を明示して検討
	<p>c 慢性期の医療においては、患者の日常生活動作能力(A D L :Activity of Daily Living)、病態像、看護度、介護度などを考慮した定額払いの導入を検討する。</p>				検討
<p>人員配置基準の在り方 (厚生労働省)</p>	<p>医療法の定める人員配置基準について、充足率の低い地域に関しては、充足率の改善のための施策を推進し、人員配置基準が全国の最低の基準として守られるよう努める。</p>	改定・医療ウ	逐次実施		

エ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
温泉利用型健康増進施設の認定要件の緩和 (厚生労働省)	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の認定要件について検討し、速やかに措置する。	重点・全国別表 936		結論	措置
農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃 (厚生労働省)	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととすることについて検討し、速やかに実施する。	重点・全国別表 937		検討	早期に措置